

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高松市伝統的ものづくり振興条例（平成26年高松市条例第24号。以下「条例」という。）で定める本市の伝統的ものづくりにおける振興に関する基本理念に掲げる本市の伝統的ものづくりを担う人材の確保及び育成を図る観点を踏まえ、伝統的ものづくりの後継者の育成に取り組む事業者及び産地組合に対し、予算の範囲内で高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めることにより、本市の伝統的ものづくりの後継者の育成及び技術・技法の伝承を支援し、もって本市の伝統的ものづくりの発展と振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的ものづくり 条例第2条第1号に規定するもの（盆栽を除く。）をつくり出すことをいう。
- (2) 事業者 主たる事業として伝統的ものづくりに係る製品を自らつくり出す事業を行う者をいう。
- (3) 産地組合 伝統的ものづくりに関して、一定の事業所数及び出荷額を有し、まとまった活動を継続的に実施することが可能である事業協同組合をいう。

(奨励対象者)

第3条 奨励金の交付の対象となる者（以下「奨励対象者」という。）は、本市の伝統的ものづくりの後継者の育成に取り組む強い意欲を有し、実践的な技術指導の実施及び当該技術指導を受ける者に対する後継者育成に係る総合的な支援を行うことができる者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 事業者であって、次のアからウまでのいずれかに該当する者であること。

ア 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人であって、香川県が認定する伝統的工芸品指定製造者である者

イ 国又は香川県が認定する伝統工芸士又はその者が従事する法人であって、市内に本社（個人の場合にあつては、住所）を有する者

ウ 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人であって、伝統的ものづくりの後継者の育成及び技術・技法の伝承を支援する者として産地組合から推薦を受けた者

(2) 産地組合であって、次のア又はイのいずれかの伝統的ものづくりに関する活動を行っている者であること。

ア 香川漆器

イ 庵治産地石製品

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、奨励対象者としな

(1) 第8条の規定による交付の申請の日（以下「交付申請日」という。）

の属する年度において、第4条第1項各号に掲げる事業の区分と同一の区部において、既に本奨励金の交付を受けている者（次条第1項ただし書の規定に該当することにより、交付申請日の属する年度において、奨励金の交付の対象となる事業（以下「奨励対象事業」という。）に該当しないこととなった事業に係る技術指導を受ける者以外の者を技術指導を受ける者として交付の申請をしようとする者を除く。）

(2) 奨励対象事業と同一の事業に対して、本市、国、県その他各種団体等からこの要綱に定める補助金とは別の補助金の交付を受けた、又は受ける予定の者

(3) 交付申請日において、納期の到来した本市の市税を滞納している者

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次条第2項において「不当行為防止法」という。）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該

営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第13項に規定する
「接客業務受託営業」を行う事業者

- (6) 政党その他の政治団体
- (7) 宗教上の組織又は団体
- (8) 法人格のない任意団体
- (9) 交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止措置が講じられている者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が奨励金を交付することが適当でないと認めた者
(奨励対象事業)

第4条 奨励対象事業は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める事業のいずれかに該当する事業とする。ただし、奨励対象事業として当該技術指導を開始した月から起算して通算36月を越えることとなる月以後の期間においては、奨励対象事業としない。（次の第1号及び第2号に掲げる事業の区分に応じ定める事業から、第3号に掲げる事業の区分に応じ定める事業に移行する場合は除く。）

- (1) 直接技術伝承型 前条第1項第1号の規定に該当する事業者が、次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当する者に対して、伝統的ものづくりに係る製品をつくることに関し技術指導を行う事業
 - ア 今後、本市において、伝統的ものづくりに係る技術・技法を継承する者として、活動を続ける強い意欲を有する者
 - イ 奨励対象事業に原則として3月以上かつ1月当たり25時間以上、継続して参加することのできる者
 - ウ 奨励対象者（法人の場合にあつては、代表者及びその役員）の3親等以内の親族でない者
 - エ 奨励対象者に雇用されていない者
- (2) 産地組合技術伝承型 前条第1項第2号の規定に該当する産地組合が、組合員（それぞれの産地組合の定款等において定められている組合員である者をいう。以下同じ。）との共同により、次のアからエまでに掲げる要

件のいずれにも該当する者に対して、伝統的ものづくりに係る製品をつくることに関し技術指導を行う事業

ア 今後、本市において、伝統的ものづくりに係る技術・技法を承継する者として、活動を続ける強い意欲を有する者

イ 奨励対象事業に原則として3月以上かつ1月当たり25時間以上、継続して参加することのできる者

ウ 技術指導を行う産地組合の組合員（法人の場合にあっては、代表者及びその役員）の3親等以内の親族でない者

エ 技術指導を行う産地組合の組合員に雇用されていない者

(3) 直接雇用型 前条第1項第1号の規定に該当する事業者であって、雇用する従業員数が5人以下のものが、次のアからエまでに掲げる要件のいずれにも該当する者に対して、伝統的ものづくりに係る製品をつくることに関し技術指導を行う事業

ア 今後、本市において、伝統的ものづくりに係る技術・技法を継承する者として、活動を続ける強い意欲を有する者

イ 奨励金の交付申請日において、満40歳未満（この条で定めるところにより通算36月間における継続申請中に満40歳を超えることとなる場合を除く）である者

ウ 交付申請日以降に、奨励対象者との間で雇用関係がある者

エ 奨励対象者（法人の場合にあっては、代表者及びその役員）の3親等以内の親族でない者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対して、伝統的ものづくりに係る製品をつくることに関し技術指導を行う場合は、奨励金の交付の対象としない。

(1) 不当行為防止法第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が奨励金を交付することが適当でないことを認めた者

(奨励対象経費)

第5条 奨励金の交付の対象となる経費（以下「奨励対象経費」という。）

は、前条に規定する事業の実施に必要な経費であって、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める経費に該当する経費とする。ただし、その消費税及び地方消費税に相当する額は、奨励対象経費に含まないものとする。

(1) 直接技術伝承型 技術指導に要した材料費等

(2) 産地組合技術伝承型 技術指導を実施した産地組合の組合員に対する謝金として、産地組合が当該組合員に対し、実際に支出した額

(3) 直接雇成型 前条第1項第3号に定める者に対して支払う賃金（一月当たりの賃金の支払いの額が10万円を越える場合に限る。）

（奨励金の額等）

第6条 奨励金の額は、直接技術伝承型又は産地組合技術伝承型の場合にあつては5万円、直接雇成型の場合にあつては10万円に技術指導を行う月数を乗じて得た額を上限とする。

（事前の登録）

第7条 奨励金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請日の前の市長が定める日までに、市長に対し市長が別に定める方法により、事前の登録の申込みをしなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前の登録の申込みを受けたときは、その内容を審査し、事前の登録の可否を決定し、当該申請者に対し、市長が別に定める方法により、その旨を通知するものとする。

（交付の申請）

第8条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに市長に提出しなければならない。

(1) 技術指導計画書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 技術指導を受ける者の履歴書

(4) 申請者が行っている事業の概要が分かる書類（定款、パンフレット等）

(5) 交付申請日において、納期の到来した申請者の本市の市税に係る滞納無証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて実地調査等を行い、奨励金の交付の適否を決定するものとする。

2 市長は、奨励金の交付の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(決定の通知)

第10条 市長は、前条の規定により奨励金の交付の適否を決定したときは、申請者に対し、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付決定通知書（様式第4号）又は高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金不交付決定通知書（様式第5号）により、その決定の内容及び交付の決定の場合にあってはこれに付する条件を通知するものとする。

(着手届及び完了届)

第11条 前条の規定による交付の決定の通知を受けた申請者（以下「奨励事業者」という。）は、奨励対象事業に着手したときは高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業着手届（様式第6号）を、当該事業が完了したときは高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業完了届（様式第7号）を直ちに市長に提出しなければならない。

(奨励対象事業の変更等)

第12条 奨励事業者は、奨励対象事業を変更（市長が認める軽微な変更を除く。）しようとするときは、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金変更交付申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更後の技術指導計画書（様式第2号）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の奨励対象事業の変更の承認をしたときは、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金変更交付決定通知書（様式第9号）により当該奨励事業者に通知するものとする。

3 奨励事業者は、奨励対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業中止（廃止）承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合においては、第10条の規定を準用する。

4 奨励事業者は、奨励対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。
（実績報告）

第13条 奨励事業者は、奨励対象事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業実績報告書（様式第11号）を次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第4条第1項第3号に掲げる奨励対象事業については、1会計年度につき2回、次項に定めるところにより市長に提出しなければならない。

（1） 事業実施状況調（様式第12号）

（2） 奨励金の使用用途を確認することのできる書類の写し（第4条第1項第2号に掲げる奨励対象事業に限る。）

（3） 賃金を支払ったことを証明できる書類（第4条第1項第3号に掲げる奨励対象事業に限る。）

（4） 出勤状態を証明できる書類

（5） その他市長が必要と認める書類

2 前項ただし書の場合における市長への実績報告書の提出は、次に定めるところにより行うものとする。

（1） 4月から9月までの実績については9月30日から起算して20日以内に提出するものとする。

（2） 10月から3月までの実績については3月における補助対象経費に係る賃金の支払い後、速やかに提出するものとする。

（交付指令）

第14条 市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、提出を受けた書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、奨励金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するか否かを確認し、適合すると認めるときは、奨励金の額を確定し、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付指令書（様式第13号）により、当該奨励事業者に通知し、奨励金を交付するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた奨励事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、所定の請求書を市長に提出しなければならない。ただし、次条の規定により奨励金の全額について、概算払いを受けている場合は、この限りでない。

（概算払）

第15条 市長は、奨励金の交付決定を受ける日が属する年度の3月において、当該奨励対象者に対し、奨励金の全部又は一部について条件を付して概算払いによる奨励金を交付することができる。

2 市長は、前項の規定により概算交付をしようとするときは、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付指令書（様式第14号）により、当該奨励対象者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた奨励対象者は、奨励金の概算交付を受けようとするときは、所定の請求書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）奨励金の使用用途を確認することのできる書類の写し（第4条第1項第2号に掲げる奨励対象事業の場合に限る。）

（2）前月までの賃金の支払いを証明できる書類（第4条第1項第3号に掲げる奨励対象事業の場合に限る。）

（3）前月までの社会保険料の支払いが証明できる書類（第4条第1項第3号に掲げる奨励対象事業に限る。）

（4）前月までの出勤状態を証明できる書類

4 奨励対象者は、奨励金の概算交付を受けたときは、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金に係る奨励対象事業の実績報告書の提出をした日から起算して5日以内（その期間の末日が民法（明治29年法律第89号）第

142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とする。)に精算をし、交付を受けた奨励金の額が確定した奨励金の額を超える場合は、その超える額を返還しなければならない。

(決定の取消し及び奨励金の返還)

第16条 市長は、奨励事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、奨励金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により奨励金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2) 奨励金を奨励対象事業以外の用途に使用したとき。
- (3) この要綱の規定に違反したとき。
- (4) 奨励金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令に違反したとき。
- (5) 奨励金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、不正の行為があった場合等、市長が奨励金の交付の決定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により奨励金の交付の決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金を交付しているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類等の整備)

第17条 奨励事業者は、奨励事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を奨励対象事業が完了した日(奨励対象事業の廃止の承認を受けた場合は、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(検査等)

第18条 市長は、必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は奨励対象事業等の状況について実地検査をさせることができる。

2 奨励事業者は、市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければならない。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者所在地
名称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）
電話番号
E-mail

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付申請書

年度において次のとおり高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金（以下「奨励金」という。）の交付を受けたいので、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

| | |
|------------------|--|
| 奨励金申請額 | 円※ |
| 事業区分 | |
| 技術指導を行う者の氏名 | |
| 技術指導を受ける者の氏名 | |
| 着手・完了予定 年 月 日 | 着手予定年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日 |
| 添付書類 | (1)技術指導計画書（様式第2号） (2)誓約書（様式第3号） (3)技術指導を受ける者の履歴書 (4)申請者が行っている事業の概要が分かる書類（定款、パンフレット等） (5)交付申請日までに納期の到来した申請者の本市の市税に係る滞納無証明書 (6)その他市長が必要と認める書類 |

様式第 2 号（第 8 条関係）

技術指導計画書

| | | | |
|---------------|------------|-----|-----|
| 伝統的ものづくりの品目※1 | | | |
| 到達目標 ※ 2 | | | |
| 技術指導の内容※ 3 | | | |
| 指導者 | 氏 名 | | |
| | 経 歴 ※ 4 | 資 格 | 実 績 |
| | | | |

- ※ 1 伝統的ものづくりの品目の欄は、技術指導の対象とする高松市伝統的ものづくり振興条例第 2 条第 1 号に規定するもの（盆栽を除く。）の名称を正しく記載してください。
- ※ 2 到達目標の欄は、奨励対象事業の実施により得られるであろう成果を踏まえ当該事業の実施後における技術指導を受けた者の方向性を記載してください。
- ※ 3 技術指導の内容の欄は、スケジュール、指導内容、指導方法等を具体的に記載してください。
- ※ 4 経歴の欄は、指導に当たる者が有している資格（伝統工芸士等）、これまでの実績（展示会出展歴や表彰歴等）等を記載してください。
- ※ 5 技術指導に関する計画書その他詳細な資料があるときは、この計画書に添えて提出してください。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者所在地
名称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

誓約書

申請者は、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金の交付申請に
当たり、次の事項を誓約します。

- 1 申請者は、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金の交付の申請
の日（以下「交付申請日」という。）において、納期の到来した本市の本
税を滞納している者ではありません。
- 2 申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成
3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定
する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者ではありません。
- 3 申請者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和
2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する「性風俗関連特殊営業」
又は当該営業（店舗型性風俗特殊営業に限る。）に係る同条第 1 3 項に
規定する「接客業務受託営業」を行う事業者ではありません。
- 4 申請者は、政党その他の政治団体ではありません。
- 5 申請者は、宗教上の組織又は団体ではありません。
- 6 申請者は、法人格のない任意団体ではありません。
- 7 申請者は、交付申請日において高松市指名停止等措置要綱（平成 2 4 年
高松市告示第 4 0 3 号）に基づく指名停止措置が講じられている者ではあ
りません。

- 8 申請者は、補助金の交付の申請をする事業と同一の事業について、本市、国、県その他各種団体等から別の補助金を受けた、又は受ける予定の者ではありません。
- 9 申請者は、市長が、必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業等の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けます。また、市監査委員から要求があるときはいつでも監査を受けます。
- 10 申請書及び添付書類の内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消され、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、その全部又は一部を市の定めた期限までに返還します。

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市伝統的ものづくり後継者育成奨励金の交付については、次のとおり決定したので、高松市伝統的ものづくり後継者育成奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第10条の規定により通知します。

- 1 交付年度 年度
- 2 奨励金交付予定額 円
- 3 交付条件
 - (1) この奨励金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 奨励対象事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 奨励対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 奨励対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 奨励事業者は、奨励対象事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業実績報告書（様式第12号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければなりません。ただし、第4条第1項第3号に掲げる奨励対象事業については、1会計年度につき2回、市長に提出しなければなりません。
 - (4) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は奨励対象事業の状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (6) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金の交付を受けているときは、当該奨励金を返還しなければなりません。

様式第5号（第10条関係）

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金の交付については、交付をしないことに決定したので、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱第10条の規定により通知します。

交付をしない理由

年 月 日

（宛先）高松市長 殿

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業着手届

年 月 日付け高 第 号により奨励金の交付の決定の通知を受けた奨励対象事業に次のとおり着手したので、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱第11条の規定により届けます。

| | |
|---------------|-------|
| 着 手 年 月 日 | 年 月 日 |
| 完 了 予 定 年 月 日 | 年 月 日 |
| そ の 他 | |

年 月 日

（宛先）高松市長 殿

申請者 所在地
名称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業完了届

年 月 日付け高 第 号により奨励金の交付の決定の通知を受けた奨励対象事業が次のとおり完了したので、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱第11条の規定により届けます。

| | |
|-----------|-------|
| 着 手 年 月 日 | 年 月 日 |
| 完 了 年 月 日 | 年 月 日 |
| そ の 他 | |

様式第8号（第12条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金変更交付申請書

年 月 日付け高 第 号により奨励金の交付の決定の通知を受けた奨励対象事業について、次のとおりその内容を変更したいので、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱第12条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

| | | |
|----------------|-----|--|
| 変更後の奨励金申請額 | | 円 |
| 変更する事項 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | |
| | 変更後 | |
| 変更の理由 | | |
| 変更後の着手・完了予定年月日 | | 着手年月日 年 月 日 完了予定年月日 年 月 日 |
| 添付書類 | | (1) 変更後の技術指導計画書（様式第2号） (2) その他市長が必要と認める書類 |

高 第 号
年 月 日

様

高松市長

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった奨励対象事業の変更については、次のとおり決定したので、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第12条第2項の規定により通知します。

- 1 変更の内容
- 2 交付年度 年度
- 3 変更後の奨励金の交付予定額 円
- 4 交付条件
 - (1) この奨励金は、要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
 - (2) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - ア 奨励事業の内容を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。
 - イ 奨励事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - ウ 奨励事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
 - (3) 奨励事業者は、奨励対象事業が完了したときは、その日から起算して20日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業実績報告書（様式第12号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければなりません。ただし、第4条第1項第3号に掲げる奨励対象事業については、1会計年度につき2回、市長に提出しなければなりません。
 - (4) 市長が必要があると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は補助事業の執行状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
 - (5) 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
 - (6) 要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に補助金の交付を受けているときは、当該奨励金を返還しなければなりません。

年 月 日

（宛先）高松市長

申請者 所在地
名 称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け高 第 号により奨励金の交付の決定の
通知を受けた奨励対象事業について、次のとおり中止（廃止）したいの
で、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱第 1 2 条第 3
項の規定により申請します。

| | |
|-------------------|-------|
| 中止（廃止）の理由 | |
| 中止（廃止）予定年月日 | 年 月 日 |
| 中止の場合の 再開予定年月日 | 年 月 日 |

様式第 1 1 号（第 1 3 条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

報告者 所在地
名 称
代表者職氏名
（個人にあつては、住所及び氏名）

高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業実績報告書

年 月 日付け高 第 号により奨励金の交付の決定の通知を受けた奨励対象事業について、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱第 1 3 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて、実績報告をします。

| | |
|----------------|---|
| 奨励金の額 | 円 |
| 着手・完了 年 月 日 | 着手年月日 年 月 日 完了年月日 年 月 日 |
| 事業の効果 | |
| 添付書類 | (1) 事業実績状況調（様式第 1 2 号） (2) 奨励金の使用用途を確認することのできる書類の写し（第 4 条第 1 項第 2 号に掲げる奨励対象事業に限る。） (3) 賃金を支払ったことを証明できる書類（第 4 条第 1 項第 3 号に掲げる奨励対象事業に限る。） (4) 出勤状態を証明できる書類 (5) その他市長が必要と認める書類 |

様式第 1 2 号（第 1 3 条関係）

事業実施状況調

| | | | |
|-----------------|--------|-----------------------|------|
| 伝統的ものづくりの品目※1 | | | |
| 技術指導の実施内容※2 | 実施月 | 具体的取組内容（写真等を添付してください） | 実施場所 |
| | | | |
| 事業実施による成果※ 3 | | | |
| 指導者からのコメント | 指導者氏名： | | |
| | | | |
| 今後の方向性※4 | | | |

※1 伝統的ものづくりの品目の欄は、技術指導の対象とする高松市伝統的ものづくり振興条例第2条第1号に規定するもの（盆栽を除く。）の名称を正しく記載してください。

※2 技術指導の実施内容の欄は、月ごとに技術指導の内容、指導方法等について、具体的に記載してください。

※3 事業実施による成果の欄は、交付申請時に技術指導計画書（様式第2号）に記載した到達目標に対しての事業の成果を記載してください。

※4 今後の方向性の欄は、事業実施による成果を踏まえ、技術指導を受けた者の今後の方向性を記載してください。

様式第13号（第14条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業について、次のとおり条件を付けて奨励金として円を交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この奨励金は、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 市長が必要であると認め、当該職員に書類等の検査をさせ、又は奨励対象事業等の状況について実地検査をさせるときは、これを受けなければなりません。
- 3 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 4 高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱の規定に違反し、交付の決定の全部又は一部を取り消された場合で、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金の交付を受けているときは、当該奨励金を返還しなければなりません。

様式第 1 4 号（第 1 5 条関係）

高松市指令 第 号

様

年 月 日付けで申請のあった高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業について、次のとおり条件を付けて奨励金として
円を概算交付します。

年 月 日

高松市長

- 1 この補助金は高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱に基づくもので、その目的以外に使用してはなりません。
- 2 補助事業に着手したときは高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業着手届（様式第 6 号）を、当該奨励対象事業が完了したときは高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金事業完了届（様式第 7 号）を直ちに市長に提出しなければなりません。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。
 - (1) 申請書及び申請書に添付した書類の内容又は記載した事項を変更しようとするとき（市長が認める軽微な変更を除く。）
 - (2) 奨励対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
 - (3) 奨励対象事業が予定の期限までに完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。
- 4 奨励対象事業が完了したときは、速やかに高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金に係る奨励対象事業の実績報告書（様式第 1 1 号）を提出しなければなりません。

- 5 市長は必要があると認めるときは、当該職員に書類等の検査をさせ、又は奨励対象事業の執行状況について実地検査をさせます。
- 6 市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。
- 7 この奨励金は概算払であるので、高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金に係る奨励対象事業の実績報告書の提出をした日から5日以内（その期間の末日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期間の末日とする。）に精算をし、交付を受けた奨励金の額が確定した補助金の額を超える場合は、その超える額を返還しなければなりません。
- 8 高松市伝統的ものづくり後継者育成支援奨励金交付要綱に違反した場合は、交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に関し、既に奨励金を交付しているときは、当該奨励金の返還を求めます。